

## 滋賀県立高等専門学校施設整備事業 実施方針および要求水準書（案）に関する質問および意見への回答

- ・ 滋賀県立高等専門学校施設整備事業に関する質問および意見への回答を次のとおり公表します。  
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ なお、本手続きは、当該事業の募集・選定の手続きとして、事業実施に際して法人と事業者との間で十分な意思疎通を図り、考え方の齟齬を生じさせないように実施しているものであり、事業実施に直接関連しない内容等の質問を除き、回答いたします。
- ・ 質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問および意見への回答は、現時点での法人の考え方を示したものです。今後、質問および意見を踏まえた内容の精査を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますのでご注意ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	事業に供される公共施設の種類等	1		1	(1)	イ	(イ)			提案計画の検討のために、野洲市が整備するグラウンド等の計画内容（国有地に整備する施設及びその配置、国有地へのアクセス通路、通用口の寸法やデザイン等の計画）を公表いただけますでしょうか。もしくは、一定の条件の設定を願いますでしょうか。	国有地に整備するグラウンドの位置、国有地へのアクセス通路等については入札公告時にお示しします。国有地との通用口の詳細については、基本的には事業者の提案によることとしますが、事業契約締結後に、国、野洲市との協議を踏まえ、決定することとします。
2	事業の目的	1		1	(1)	エ				参加判断の為、予定価格の事前公表、あるいは令和5年3月に県が策定された基本構想からどのような方向で変更を検討しているかの情報開示を願いますでしょうか。	予定価格については入札公告時にお示しすることとしており、事前公表は予定していません。なお、本事業の事業費には基本構想1.0でお示した想定事業費の内、施設整備費、設計監理費、その他（外構）および機械設備費（一部）を含み、機械設備費の大部分および用地関係費は含みません。また、契約時点までの物価変動については、織り込んだ額で事業費を設定する予定であり、財源については、全て県からの補助金によることとしています。
3	事業期間	3		1	(1)	ク	(ア) (イ)			令和10年(2028年)1月1日から令和10年(2028年)3月末日の開校準備期間に外構工事の一部など開校準備に影響が少ない工事を行うことをご協議いただけますでしょうか。	要求水準書（案）「第1 5（1）」に記載のとおり、設計・建設期間は「令和9年（2027年）12月末日」までとしており、外構工事も含め建設工事については期間中に完工し引渡していただくこととなります。
4	供用開始年月日	3		1	(1)	ク	(ウ)			供用開始年月日を令和10年（2028年）4月1日との記載がございしますが、事業期間中に天災等やむを得ない事象により工期等に延伸があった場合、開校を遅延する事は可能でしょうか。	原則として、供用開始年月日の変更はしません。ただし、真にやむを得ない場合には、協議により、供用開始年月日を変更する可能性はあります。
5	施設整備業務	4		1	(1)	ケ	(ア)			備品調達業務は何処までを指すのでしょうか	備品の調達、据え付けまでを業務とします。詳細は要求水準書（案）「第2 3（6）」をご確認ください。なお、事業者の調達範囲となる備品については、今後お示しする「付属資料4 什器・備品リスト」をご確認ください。
6	法人が支払うサービス対価	4		1	(1)	コ	(ア)			「法人はサービス対価の財源については、県からの資金提供を受ける予定である」とありますが、県は貴法人への資金提供のために債務負担行為の設定を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。滋賀県議会9月定例会議にて、滋賀県から公立大学法人滋賀県立大学に対して交付する補助金について、債務負担行為を設定する補正予算を上程しています。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
7	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		施設整備業務の対価は年度毎の出来高払及び竣工後の支払という構成でしょうか。	施設整備業務の対価は、原則として、年度ごとの出来高払および業務完了後の精算払による構成で検討していますが、詳細は入札公告時にお示しする「事業契約書(案)」をご確認ください。
8	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		施設整備業務の対価は、施設整備期間にわたり支払うとありますが、具体的な支払のタイミングは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	No.7をご参照ください。
9	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		施設整備業務の対価は施設整備期間にわたり支払うとありますが、前払い金、年度払いなど詳細をご教示願います。	No.7をご参照ください。
10	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		施設の設計・建設に要する費用を施設整備期間にわたり支払うとしていますが、年度または四半期ごとの出来高払いでの支払いをお考えでしょうか。	No.7をご参照ください。
11	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		施設整備期間にわたり支払うとありますが、初回の支払いはどの時点になりますでしょうか。入札公告時に詳細をご教示頂けるかと存じますが、大まかな支払時期をご教示頂けますと幸いです。	No.7をご参照ください。
12	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		施設整備期間にわたり支払うとありますが、支払いのタイミングはいつになりますか？	No.7をご参照ください。
13	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		施設整備業務の対価について、入札日の物価指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合は改定いただけますでしょうか。また設計業務終了時および着工日の属する月から12か月後も改定の機会をいただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。 なお、物価変動による改定の対象および方法については、入札公告時にお示しする「事業契約書(案)」をご確認ください。
14	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		施設整備業務の対価には、割賦金がございますでしょうか。割賦がある場合、提案時の割賦に係る基準金利は上限価格を算出された際の金利としていただけるようご検討いただけないでしょうか。	本事業は割賦払いを行いません。
15	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		①SPC設立に係る費用(司法書士費用及び登記費用等)、②資金調達に係る費用(アレンジメント費用、エージェント費用等)及び③SPC諸経費(SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等)のSPC運営業務の対価として支払われますでしょうか。	左記にお示しの費用については、提案に応じて適切にお見込みください。 なお、サービス購入料の構成の詳細は、入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
16	維持管理業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	③		計画修繕部分については実績に応じて支払うとありますが、入札時は、事業者の提案する計画に基づく金額とし、維持管理業務開始後は、実施内容に応じて精算、との理解でよろしいでしょうか。	計画修繕の実施にかかる費用については、ご提案の長期修繕計画および金額に基づき、実際に行った修繕に要した額を提案額を上限にお支払いする予定です。詳細は、入札公告時にお示しする「事業契約書(案)」をご確認ください。
17	維持管理業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	③		修繕費について、実績に応じてではなく、維持管理期間均等に貴法人より受領する提案は可能という理解でよろしいでしょうか。	不可とします。No.16をご参照ください。
18	維持管理業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	③		「計画修繕部分については、実績に応じて支払う」とある。事業者が行う修繕・更新業務の範囲は？定義の例示	修繕・更新業務の範囲は要求水準書(案)「第4 2 (2)」および「用語の定義」をご確認ください。なお、計画的に実施するものは計画修繕としてお見込みください。具体的な区分はご提案によります。
19	選定手順	5		1	(2)	ウ				コストと提案評価の割合をご教示ください。	入札公告時にお示しする「落札者決定基準」をご確認ください。
20	選定委員会の設置	6		2	(1)	ウ				全員「委員」と記載されていますが、委員長や副委員長がお決まりでしたらご教示ください。	選定委員会の委員の情報については回答できません。なお、選定委員会の委員については、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、選定委員に対する接触を禁止しています。
21	募集および選定に係るスケジュール	7		2	(2)					入札公告から参加表明書の受付の期間については、社内稟議に時間のかかる会社も多いため、1ヶ月半は確保いただきますようお願いいたします。	ご意見として賜ります。最終的なスケジュールについては、入札公告時にお示しする「入札説明書」をご確認ください。
22	募集および選定に係るスケジュール	7		2	(2)					落札者決定から事業契約締結までの期間が令和6年7月～令和6年9月との記載があります。SPCを設立する場合、落札者決定後、基本協定に従いながらの設立着手となるため、それぞれの日付によっては非常にスケジュールがタイトとなる可能性があります。例えば落札者決定月を令和6年6月としていただくなど、3か月程度の期間を確保いただけませんか。	ご意見として賜ります。
23	募集および選定に係る想定スケジュール	7		2	(2)					入札説明書等に関する質問の受付と回答(第2回)が入札提出書類の提出日の1か月前に設定されていますが、提案内容の調整が必要なため、質問の受付と回答を3月中旬頃、入札提出書類の提出日を4月末にしていただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。最終的なスケジュールについては、入札公告時にお示しする「入札説明書」をご確認ください。
24	募集及び選定に係る想定スケジュール	7		2	(2)					プレゼンテーション及びヒアリングは実施されるのでしょうか。実施される場合、開催時期をご教示ください。	プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する予定です。詳細は、入札公告時にお示しする「入札説明書」をご確認ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
25	募集および選定に係る想定スケジュール	7		2	(2)					入札提出書類(提案書)の提出後、プレゼンテーション審査は実施される予定でしょうか。	No. 24をご参照ください。
26	募集および選定に係る想定スケジュール	7		2	(2)					落札者決定から事業契約の締結までの期間が、令和6年7月～令和6年9月となっております。落札者決定後、令和6年8月に締結予定の基本協定に従いながら設立着手となる為、非常にタイトなスケジュールと考えますが、期間を延ばしていただくことは可能でしょうか。	ご意見として賜ります。
27	募集および選定に係る想定スケジュール	7		2	(2)				⑩ ⑱	想定スケジュールにて提案書提出が令和6年4月、事業契約の締結が令和6年9月とありますが、その間の物価変動リスクはご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご意見として賜ります。なお、物価変動による改定方法については入札公告時にお示しする「事業契約書(案)」をご確認ください。
28	入札公告(入札説明書等の公表) ⑤	9		2	(3)	エ				本事業の上限金額(予定価格)は入札公告公表時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	入札参加者の構成	10		2	(4)	ア	(ア)		b	建設業務に関して共同企業体を結成する場合、構成企業と協力企業のJVは可能であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	入札参加者の構成	10		2	(4)	ア	(ア)		b	地元活用の観点より、地元企業とJVを組む場合、請負比率に応じた額を地元企業への発注額とのお考えでよろしいでしょうか。また、地元企業が構成企業・協力企業での場合による違いはありますでしょうか。	評価に関わる質問には回答しません。なお、地元企業への発注額を評価対象とする場合には、発注額の対象を含め様式集にてお示しします。
31	複数提案の禁止	10		2	(4)	ア	(エ)			協力企業であっても、設計・建設・工事監理以外の業種であれば複数提案の禁止には抵触しないという認識でよろしいでしょうか。(融資を行う金融機関等)	ご理解のとおりです。
32	複数提案の禁止	10		2	(4)	ア	(エ)			また、入札参加者の協力企業のうち・・・ほかの入札参加者の協力企業になることはできない、と記載がありますが、情報統制の観点から維持管理企業も対象に含めるべきではないでしょうか。	ご意見として賜ります。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
33	複数提案の禁止	10		2	(4)	ア	(エ)			「入札参加者の協力企業のうち、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者およびこれらの企業と資本面または人事面において関連のある者は、ほかの入札参加者の協力企業になることはできない」とあり、維持管理業務を行う者は他の参加者の協力企業になることができると読めます。 維持管理業務を行うものが除外されている理由を教えてくださいませんか。特段の理由がなければ公平性の面からも維持管理業務を行う者も他の参加者の協力企業になることはできないとすべきと思われます。	入札に参加する企業のグループ組成を容易にするため、維持管理業務については制限を設けていません。
34	入札参加者の参加資格要件	10		2	(4)	イ				ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業が構成企業や協力企業として参画することは可能でしょうか。 またその場合、個別での参加資格要件はなく、共通要件を満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、可能です。 後段については、ご理解のとおりです。
35	入札参加者の参加資格要件(共通)	11		2	(4)	イ	(ア)		h	選定委員会の委員の方が属する企業のご教示を願い申し上げます。	委員の所属は実施方針「11 2 (1) ウ」のとおりです。その他の所属団体については各自でご確認ください。
36	入札参加者の参加資格要件(代表企業)	11		2	(4)	イ	(イ)		a	代表企業以外の者は、滋賀県建設工事等入札参加資格者名簿等に登録されている必要がないと理解すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	入札参加者の参加資格要件(業務別)	11		2	(4)	イ	(ウ)			維持管理業務に当たる者に対して、参加資格要件は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	入札参加者の参加資格要件(業務別)	11		2	(4)	イ	(ウ)			維持管理業務に当たる者の業務別の参加資格要件に関して、事業期間が15年間と長く、業務担当企業の確実な業務履行力や安定した経営状況等が必要かと思われます。それらの確認のため、それらを確認できる参加資格要件を設けるべきではないでしょうか。	ご意見として賜ります。
39	入札参加者の参加資格要件(業務別)	11		2	(4)	イ	(ウ)			入札参加者の構成企業および協力企業のうち、維持管理企業の資格要件の記載がございません。長期の事業になりますので、事業の安定性や業務履行能力を確保するためにも学校・教育施設の管理実績等の参加資格要件を設けるべきではないでしょうか。	ご意見として賜ります。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
40	建設業務に当たる者	12		2	(4)	イ	(ウ)	②		本業務を複数の者で行う場合はとありますが、何社になってもよろしいでしょうか。	業務を行う者の数に制限はありません。
41	建設業務に当たる者	12		2	(4)	イ	(ウ)	②	c	建設業務に当たる者の内、少なくとも1者は建設業建築一式工事に係る総合評定値が1,100点以上である事との記載がございますが、1,100点以上である事とされた根拠の提示をお願い申し上げます。	本県の過去のPFI事業、学校建設事業、他府県の類似施設の施工規模と設定評定値等を参考に、施工難易度と企業の技術力等を踏まえ総合的に判断しています。
42	建設業務に当たる者	12		2	(4)	イ	(ウ)	②	e	配置技術者の要件は建設業法第26条第2項に規定する監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る)のみであり、施工経験等の要件はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	建設業務に当たる者	12		2	(4)	イ	(ウ)	②	e	「配置技術者の変更は原則として認めない」というのは着工から竣工まで同一の人物である必要があるという意味でしょうか。それとも、提案時に予め工期途中で配置技術者が交代することを示しており、その内容に変更が無ければよろしいのでしょうか。	原則として、着工から竣工まで同一の人物を配置してください。
44	SPCの設立等の要件	14		2	(4)	カ	(イ)			特別目的会社(SPC)の所在地を本事業用地として登記することは可能でしょうか。	不可とします。
45	SPCの設立等の要件	14		2	(4)	カ	(イ)			SPCを滋賀県内に設立することとありますが、SPCの所在地を本施設とすることは可能でしょうか。	No.44をご参照ください。
46	SPCの設立等の要件	14		2	(4)	カ	(イ)			SPCの設立は必須になりますでしょうか？コンソーシアムでの契約はできないのでしょうか？	SPCの設立を必須とします。
47	SPCの設立等の要件	14		2	(4)	カ	(イ)			SPCの資本金の額は提案内容の採点に反映されますでしょうか。	評価に関わる質問には回答しません。
48	SPCの設立等の要件	14		2	(4)	カ	(イ)			「施設整備期間」と「開校準備期間および維持管理期間」で構成企業の出資比率を変更することは可能でしょうか。(代表企業の変更は可能でしょうか。)	構成企業の出資比率の変更は、代表企業の変更を含め、事業を継続する上でやむを得ない場合にのみ、法人の事前の承諾を条件に可とします。
49	モニタリングの結果に対する対応	16		3	(3)	エ				「業務の未達成に応じてサービス購入料の減額、契約解除等を行う」とありますが、具体的な内容は入札公告で示されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	金融機関等による報告	18		6	(3)	ア				事業者が融資をする金融機関とありますが、融資を受けることは必須でしょうか？	必須ではありません。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
51	リスク分担表 事業計画リスク	20		別紙 1						国有地に関する付属資料3「エリアゾーニングイメージ」について、公告時からの変更による事業期間の遅延や増加費用については、発注者負担と考えて宜しいでしょうか。	要求水準の変更リスクについては法人負担となっておりますので、要求水準の変更には、法人負担となります。なお、基本的に国有地の内容の変更が、本事業の事業期間の遅延や増加費用の発生などの影響を及ぼすとは考えていません。
52	リスク分担表 事業計画リスク	20		別紙 1						隣地のどんぐり広場や南側雑木林の管理に関する想定外の要望による影響があった場合に伴う事業期間の遅延や計画変更に伴う増加費用については、発注者負担と考えて宜しいでしょうか。	要求水準の変更リスクについては法人負担となっておりますので、要求水準の変更には、法人負担となります。
53	リスク分担表 法令変更リスク	20		別紙 1						別紙1リスク分担表の法令変更リスクについて、「本事業に直接関係する法令(税制度を除く)等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの」は法人のリスクとして整理頂いておりますが、例えば、建築基準法が変更され点検費用の増加や、水道法が変更され検査費用が増加する等の本事業の維持管理業務に影響を及ぼす事象は、本事業に直接関係する法令等の変更・新たな規制立法の成立に関するものと理解してよろしいでしょうか。	法令変更により、本事業内容の変更が必要となった場合、費用の増加は合理的な範囲で法人が負担します。なお、詳細は入札公告時にお示しする「事業契約書(案)」をご確認ください。
54	リスク分担表 第三者賠償リスク	21		別紙 1						事業者側が適切に業務を実施していたにもかかわらず、事業者側で対応すべき業務の範囲を超えた事象により第三者への賠償が発生した場合(例えば、事業者で修繕すべき範囲を超えた施設の劣化を起因とした第三者への賠償等)については、事業者は責任を免れるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の第三者に対する責任については、入札公告時にお示しする「事業契約書(案)」をご確認ください。
55	リスク分担表 不可抗力リスク	21		別紙 1						不可抗力について一定の金額までは事業者負担とした場合、不可抗力を事由とする建物や機械の修繕費用(設備入れ替え等)は所有者である貴法人が全額負担し、事業者の費用負担の範囲は維持管理業務に係る費用に限定して頂くようご検討をお願い致します。	ご意見として賜ります。
56	リスク分担表 不可抗力リスク	21		別紙 1						コロナ感染症拡大(再流行)等の影響により工事遅延が発生した場合、不可効力リスクとしてリスク分担は貴法人にあると考えてよろしいでしょうか?	不可抗力に該当する事象は様々なものがあり得るため、リスク発生時の状況に応じて、個別に判断します。
57	リスク分担表 不可抗力リスク (※1)	21		別紙 1						中段の※1に「…損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため生じた損害または増加費用の一部については、事業者も負うものとする…」とありますが、どのようなケースを想定しているのでしょうか?	想定するケースの例示は困難です。なお、本規定の趣旨は、事業者が不可抗力による損害を低減するインセンティブを付与しようとするものです。



■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
58	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					人件費も対象という理解でよろしいでしょうか。	物価変動による改定の対象については、入札公告時にお示しする「事業契約書（案）」をご確認ください。	
59	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					物価変動リスクに関しては、詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示するとの但し書きがございますが、至急の提示をお願い申し上げます。	物価変動による改定の対象および方法については、入札公告時にお示しする「事業契約書（案）」をご確認ください。	
60	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					物価変動リスクについて。昨今は未曾有の物価上昇にあり、国・地方の重点課題となっています。公共として事業者へのリスクの押しつけにならないように次の検討をされると考えてよろしいでしょうか？①「一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合…」の上下限率の撤廃 ②物価上昇率算定の起点を入札公告時又は応札時とする。	ご意見として賜ります。なお、物価変動による改定の対象および方法については、No. 59をご参照ください。	
61	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					昨今の物価変動は予想を上回るものがあり、建設物価調査会の建築費指数についても、実際と乖離していると感じます。建築費指数を基準とせず柔軟な協議が出来るものと考えて宜しいでしょうか。	物価変動による改定の対象および方法については、No. 59をご参照ください。	
62	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					物価変動について一定の上昇率について、事業契約から着工時の一定率は事業者負担になると考えますが、本件は事業規模が大きく事業者負担金額が大きくなります。一定の事業者の負担率の軽減をお願いしたい。	ご意見として賜ります。	
63	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					物価変動について公告時、又は、入札時から事業契約時までの物価変動については発注者負担と考えて宜しいでしょうか。	No. 59をご参照ください。	
64	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					工事期間中、特に躯体工事期間中での天候不順等（大雨、猛暑、降雪など）の気象要因による工期延長が生じた場合、国交省直轄工事では、工事費増大の協議事項が可能となされています。当該工事でも気象要因に伴う工事遅延が生じた際は、コスト協議が対応可能と考えてよろしいでしょうか？	No. 56をご参照ください。	
65	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					建設物価指数月報等の公的指数では昨今の著しい物価上昇に追隨できていないため、実勢に合った上昇額を前提とした柔軟な協議をお願いします。	ご意見として賜ります。	

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
66	リスク分担表 物価変動リスク	21		別紙 1					昨今の著しい物価上昇を鑑み、入札公告時点から事業契約締結時点までの期間についての物価上昇についても協議の対象としていただけますでしょうか。	ご意見として賜ります。なお、物価変動による改定の対象および方法については、No.59をご参照ください。	
67	リスク分担表 物価変動リスク (※2)	21		別紙 1					※2で物価変動の調整方法について、事業契約書案で提示とありますが、事業契約書案はどのタイミングで公表されますか？	「事業契約書（案）」は、入札公告時にお示しします。	
68	リスク分担表 物価変動リスク (※2)	21		別紙 1					物価変動に対する金額調整について、設計期間終了後等の一定期間後に都度協議頂くことは可能でしょうか。そのような見直し時期についても事業契約書(案)でご教示頂けるのでしょうか。	前段については、ご意見として賜ります。後段については、ご理解のとおりです。	
69	リスク分担表 物価変動リスク (※2)	21		別紙 1					別紙1リスク分担表の物価変動リスクの※2に「物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定程度調整する。詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。」とありますが、一定程度の範囲・基準は事業契約書（案）に提示されますでしょうか。	ご理解のとおりです。	
70	リスク分担表 不可抗力リスク 開校遅延リスク	21 22		別紙 1					コロナ感染症拡大(再流行)等の影響により建設資材や部品の一部で、供給の滞りによる納品の遅れが生じた場合、それに伴う工期の遅延等も想定されることから、工期の柔軟な延長及びそれに伴う現場管理費、共通仮設費の増額等についてご検討いただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。	
71	リスク分担表 測量・調査リスク	21		別紙 1					事業用地が未完成のために測量や調査ができなかった場合の事業期間の遅延や計画変更に伴う増加費用については、発注者負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
72	リスク分担表 用地の確保	22		別紙 1					資材置き場としても国有地等を利用して頂く必要がある場合、借地料はかかりますでしょうか。	国等との調整が必要となるため、事業契約締結後、必要に応じて国等と協議します。	
73	リスク分担表 用地の瑕疵	22		別紙 1					土壌汚染対策費については、地盤の状況（杭工法の確定）と汚染土の搬出量が密接に関係するため、受託後、必要に応じ地盤の追加調査を行い慎重に積算すべきと考えます（今回公表の調査地点数では情報が不足している可能性が高いと思われます）。各社の搬出土量想定が大きく異なり適正な競争にならなくなることを避けるため、別途工事もしくは実費精算としていただけますでしょうか。	ご意見として賜ります。	

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
74	リスク分担表 用地の瑕疵	22		別紙 1						当初調査では予測不可能な地質・地盤状況により・・・と記載がありますが、土壌汚染もその対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	実施方針「別紙1 リスク分担表」のとおりです。なお、土地の瑕疵等による費用増減のリスク負担の詳細について、入札公告時にお示しする「事業契約書（案）」をご確認ください。
75	リスク分担表 用地の瑕疵	22		別紙 1						用地の土壌汚染、地下埋設物が事業者での負担となっておりますが、事前に明確になっていない地下埋設物等は大学法人負担でよいのでしょうか？	No.74をご参照ください。
76	リスク分担表 用地の瑕疵	22		別紙 1						用地の瑕疵に関して「法人が事前に公表した本施設建設予定地の土壌汚染、地下埋設物の処理」は、いつまでに公表頂けるでしょうか。出来る限り詳細な資料を早急に公表をお願いします。	事業用地は、旧野洲川跡地であり、土壌汚染の可能性は低いと考えています。そのため、土壌汚染調査を実施する予定はありません。なお、入札公告時に参考資料として地歴データを公表予定です。
77	リスク分担表 工事費増大リスク	22		別紙 1						法人が負担すると明記してある原因以外で、事業者の責めに帰すべき原因以外の場合、不可抗力リスクとみなし、サービス対価変更の協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	施設整備は事業者の費用において行うのが原則であり、特に法人が負担すると規定されているもの以外は事業者の負担となります。
78	リスク分担表 維持管理費用	22		別紙 1						維持管理費用の増大について事業者負担となっておりますが、物価の高騰や法令などによる人件費の増大などは対応いただけるのでしょうか？	物価変動による改定の対象および方法については、入札公告時にお示しする「事業契約書（案）」をご確認ください。また、人件費の増大が法令変更により生じた場合をご想定されているのであれば、法令変更リスクとして対応します。
79	リスク分担表 技術革新リスク	22		別紙 1						維持管理期間中の技術革新により、施設や設備の陳腐化は必ず発生すると考えます。どの程度の陳腐化が発生すれば事業者の負担となるのかご教示ください。	実施方針「別紙1 リスク分担表」のとおりです。
80	リスク分担表 技術革新リスク	22		別紙 1						技術革新リスクについて、「上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用」とは？法人の指示により発生する増加費用との違いは？	No.79をご参照ください。
81	事業費算定									ここ数年の建設物価 著しく変動しており、他案件では、希望パックとコストの解離が大きく生じております。提案上限額に関して入札公告時にご提示いただけたと思いますが、本件の事業費はどの時期に算定されたものでしょうか。	事業費の算定期間についてはお答えできませんが、契約時点までの物価変動については、織り込んだ額で事業費を設定する予定です。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	用語の定義									「入札説明書等」の定義について、実施方針に関する質疑回答も定義の範囲に加えていただけないか？	事業契約、入札説明書等、提案書類の順に解釈を優先した上で、実施方針等およびその質問回答の内容は、入札公告以降に公表・修正した資料や質問回答の内容より劣後した上で採用し、入札説明書等の参考資料として位置付けます。 上記のように要求水準書（案）を修正します。
2	用語の定義									定期清掃の定義のうち、外壁清掃とあるが、事業期間中に実施を想定されていますでしょうか？	要求水準書（案）「第4 2（3）エ（ア）」を満たすよう、適宜ご提案ください。
3	用語の定義									定期清掃の定義のうち、壁の清掃とあるが、範囲・仕様についてどのように想定されているのでしょうか？	要求水準書（案）「第4 2（3）エ（ア）」を満たすよう、適宜ご提案ください。
4	高等専門学校としての機能	2	第1	2	(2)	エ	(ア)			「5年一貫」とございますが、本事業の施設整備等において、専攻科(2年間)の設置は考慮しなくて良い、という認識で宜しいでしょうか。	現時点においては、専攻科の設置は予定していません。ただし、将来的には専攻科に限らず、増築の可能性があるので、要求水準書（案）「第2 2（1）ア」に記載のとおり、将来的な増築を見据えた配置計画とすることを求めています。
5	高等専門学校としての機能	2	第1	2	(2)	エ	(ア)			「5年一貫」とございますが、本事業の施設整備等において、専攻科(2年間)の設置は、将来にわたって設置する予定はないのかご教示ください。	No.4をご参照ください。
6	維持管理業務	3	第1	4	(3)					今回設定の維持管理期間から鑑み、修繕・更新業務にいわゆる大規模修繕は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に発生する修繕は修繕・更新業務の対象です。このうち、計画的に実施する必要がある修繕は、計画修繕として実施してください。修繕の実施時期・規模についてはご提案によります。
7	土地所有者	4	第1	6	(4)					開校までに県が法人に所有権を移転するとありますが、工事中の土地のリスクについては県は負うものと考えてよろしいのでしょうか。	本事業の実施に関するリスクの分担は、実施方針「別紙1 リスク分担表」のとおりです。
8	事業予定地その他	5	第1	6	(6)					森林法の規定に基づき「必要な手続き等を行うこと」とありますが、本業務における設計施工範囲に関する手続きであり、造成設計及び工事に関する内容は業務範囲外（別途、造成設計者等にて手続きを行われるもの）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、造成設計および工事に関する森林法の規定に基づく申請手続き等で、法人は事業者に対して、書類の作成および図面の提供等の協力、支援を求める場合があります。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
9	事業予定地 その他	5	第1	6	(6)					当該事業用地は、森林法第5条に該当する立木の伐採や湖南地域森林計画の規定による森林の整備等に該当する事項が含まれると理解して宜しいでしょうか。	事業用地は、森林法第5条の規定により、湖南地域森林計画対象の民有林に該当するため、森林率を25%以上確保する計画とさせていただきます。 なお、伐採届は発注者側で行う造成の中で対応する想定です。
10	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					セミパブリックエリアについては、・・・本施設関係者以外の出入りを可能とする予定である。と記載がありますが、要求水準書（案）P60では学生寮は部外者の立ち入りを禁止とあります。学生寮はプライベートエリアという理解でよろしいでしょうか。	寮生は、セミパブリックエリアにある食堂で食事することとなるため、学生寮と食堂の近接配置を求めています。また寮生が特定の施設に閉じ籠ることなく、活動範囲を広げてほしいという考えから、学生寮をセミパブリックエリアに配置することとしています。これらにより、学生寮をセミパブリックエリアに配置しつつも、学生寮への部外者の立ち入りを禁止するために、出入口全てに入退館管理設備を設置すること、並びに周囲をセキュリティフェンスで囲う等のセキュリティ対策を事業者に求めています。
11	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					既存緑地である「どんぐり広場等」の管理者をご教示願います。	現在の土地所有者は県ですが、管理は「NPO法人やす緑のひろば」が行っています。
12	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					環境保全、共生エリアは永続的に管理必要であるが、誰が実施されるのか？またどのような方針にて行われるのか？今回の水準書では対象外となっている。	環境保全・共生エリアはPFI事業の対象外としており、管理方法等については、別途、検討します。
13	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					環境教育の実践の場とは具体的にどのような事想定されているのか？永続的にボランティアにて整備活動が継続するかはわからない。高専、及び学生が森の保全に関わる仕組みができれば、永続することが可能となる。整備に必要な工具などの保管倉庫もこの機会に検討すべきでは？	学生等の環境教育に際し、どのように環境保全・共生エリアを活用するかは、今後、検討します。なお、環境保全・共生エリアはPFI事業の対象外としており、管理方法等については、別途、検討します。
14	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					造成面積は絞ること可能なのでは？必要施設の敷地面積は単純合計9,933㎡(11,800X1/3+750+1250+1750+550+1400x1/2+2000X1/2)、となるが、38,000㎡の事業用地で既存森林を残す余地があるのでは？	土地の形状に起伏がある事業用地での施設整備であるため、造成は必須です。
15	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					どんぐり広場等について現状保存とありますが、デッキ設置や遊歩道整備等提案することは可能でしょうか？	どんぐり広場等は事業用地外であるため、提案の対象には含みません。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
16	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					食堂、売店、学生寮について。基本構想1.0ではプライベートエリアに位置づけられていますが、要求水準書ではセミパブリックエリアに位置づけられています。要求水準書に記載されている内容が正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					付属資料3 エリアゾーニングのイメージに記載があるのかもしれませんが、国有地側の整備イメージ（グラウンド及びその他施設の配置等）の明記があればご教示願います。又、国有地内は今回の提案に含まれないものと考えてよいですか。	国有地の整備は、野洲市および国が行うため、整備イメージなど現時点でお示しできる資料はありません。ただし、国有地に整備するグラウンドに関しては、本施設の学校活動においても利用する予定であることから、今後「付属資料3 エリアゾーニングイメージ」にて配置イメージをお示しします。後段については、ご理解のとおりです。
18	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					付属資料2 事業用地図（仮）に表記のある、赤一点鎖線が確認申請上の敷地、その中の緑色着色部が環境保全・共生エリア約5,000㎡、赤色着色部がプライベートエリア・セミパブリックエリア約38,000㎡と考えてよいですか。	確認申請上の敷地面積は、赤色着色部分のプライベートエリアおよびセミパブリックエリアとなります。緑色着色部分の範囲・面積については、ご理解のとおりです。
19	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					プライベートエリア及びセミパブリックエリアと、国有地との境目の囲障等の対応はどのようにお考えでしょうか。全面に関係者以外の立ち入りを禁止する仕様とした植栽や囲障を設け、一部通用口や通路を設けるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					国有地側の野洲市様が整備される「河川防災ステーション」の着手時期をご教示願います。本整備事業の工事期間と重複しないと考えるて宜しいでしょうか。	整備スケジュールは未定ですが、高専の開校までに整備される予定であり、本整備事業の工事期間との重複が生じると見込まれます。
21	全体ゾーニング	5	第1	7	(1)					「国有地に整備する施設およびその配置については、最終的には国との協議により野洲市が決定する」とありますが、決定時期はいつ頃になりますでしょうか。	概ねの施設計画は令和6年夏頃、正式な決定は令和7年度以降に想定される実施設計段階になると想定されています。
22	施設規模	5	第1	8	(1)					「室面積は、「以上」の記載のあるものはそれに従い、その他は90%以上、110%以下の範囲内で確保する」とありますが、面積が「適宜」とされている諸室は、下限値及び上限値はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
23	施設構成	6	第1	8	(2)					「国有地へのアクセス通路の整備位置については、「付属資料3 エリアゾーニングのイメージ」を参照すること」とありますが、提案時点での国有地とのアクセス通路や通用口等の条件については、参加グループの提案計画の評価の一貫性確保や、事業開始後の協議の効率化のために、ご提示いただけないでしょうか。	国等関係者と調整中であり、入札公告までにお示しします。
24	定員等	6	第1	9						教員数及び職員数（事務職員・技術職員）は何名を想定していますでしょうか。	高等専門学校設置認可基準では、41人の教員が必要との基準が示されていますが、滋賀県立高等専門学校の教員数および職員数については、他の同規模の高等専門学校を参考に今後、検討します。（なお、職員数には設置認可基準の定めはありません。）
25	定員等 その他	6	第1	9	(2)					「一足制」と記載されているが、土足を基本とした運用と理解しますが、体育館、学生寮は履き替えが必要と考えてよろしいか。 その他に機能上履き替えが必要な場所があれば該当する室をご教示願います。	校舎棟、実習工場、実験室棟、図書・交流拠点施設は土足を基本として運用する想定です。また、体育館は上履きに履き替えが必要です。学生寮は、エントランスロビーにて履き替えを想定しているため、下足箱を求めています。 このため、要求水準書（案）を修正します。
26	定員等 その他	6	第1	9	(2)					一足制とありますが、学校内はすべて土足という事でしょうか？	No.25をご参照ください。
27	法令	7	第1	10	(1)					土壌汚染対策法の4条申請に伴う調査の結果、調査・対策工事が必要となった場合の費用負担及び工期延長については、別途追加請求及び工期延長できるものとして考えてよろしいでしょうか。	実施方針「別紙1 リスク分担表」のとおりです。なお、土地の瑕疵等による費用増減のリスク負担の詳細については、入札公告時にお示しする「事業契約書（案）」をご確認ください。
28	条例等	9	第1	10	(2)					本学校は、滋賀県立学校の設置および管理に関する条例における第3条の位置づけと理解して宜しいでしょうか。	公立大学法人滋賀県立大学が設置主体となるため、「滋賀県立学校の設置および管理に関する条例」には位置づけられません。
29	条例等	9	第1	10	(2)					本学校は、今後当該規則の別表第1に追加されると理解して宜しいでしょうか。	No.28をご参照ください。
30	各種基準・指針 等	10	第1	10	(3)					滋賀県建設工事等契約審査委員会は、入札公告までに開催されると考えて宜しいでしょうか。	事業主体が公立大学法人滋賀県立大学であるため、法人において契約審査を行います。
31	各種基準・指針 等	10	第1	10	(3)					JV比率について、滋賀県建設工事共同企業体運用基準に基づく場合、小規模なゼネコンの請負金額が会社規模に比して過大となり、比率に応じた適正な配員が出来なくなる懸念があるため、事業者の任意としていただけますでしょうか。	本事業においては滋賀県建設工事共同企業体運用基準を適用せず、JVの比率についてはご提案によることとします。 要求水準書（案）を修正します。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
32	法人との調整	10	第1	11						本事業全般についての協議を目的とした協議会を定期的に開催するとしていますが、開催頻度はどのようにお考えでしょうか。	協議会の開催頻度はご提案を基に、契約後に法人と事業者との協議により決定します。 法人としては、四半期に1回程度を想定しています。
33	法人との調整	11	第1	11						「必要に応じて周辺施設の管理者・・・」とありますが、周辺施設の管理者の現在の想定をご教示ください。	周辺施設の管理者としては、隣接する国有地に整備予定の河川防災ステーション管理者である野洲市、前面道路の管理者である野洲市などを想定しています。
34	業務責任者の配置	11	第1	12	(2)	ア				各業務責任者は法人と速やかに連絡が取れる体制を取れば必ずしも常駐が条件ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	業務責任者の配置	12	第1	12	(2)	ア				責任者代理として定めた人員を開校時間中は常に配置できる計画とすることとあります。 維持管理業務について、維持管理期間中は設備員2名以上の常駐配置が必須ということでしょうか？	責任者の配置については、No.31をご参照ください。 設備員の配置については、要求水準書（案）「第4 2（1）エ（イ）」をご確認ください。
36	業務責任者の配置	11	第1	12	(2)	ア				業務責任者について、提案書段階から選定必要でしょうか？	業務責任者については、本事業の契約締結以降に配置を求めています。
37	業務責任者の配置	11	第1	12	(2)	ア				建設業務責任者は設計期間は不要であり、着工日から竣工日までの選任という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	業務責任者の配置	11	第1	12	(2)	ア				各業務責任者及び業務担当者は非常駐で可、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	業務責任者の配置	12	第1	12	(2)	イ				「業務従事中は名札等を必ず身につけ…」とありますが、工事現場だけでなく、設計等の打合せ時も含めてそうする必要があるのででしょうか？	ご理解のとおりです。
40	開校準備業務	14	第1	13	(2)					開校準備期間中の維持管理は、供用開始以降の維持管理業務の内容以外の業務はありますか？	開校準備期間中の維持管理業務の内容については、要求水準書（案）「第3 2」をご確認ください。
41	基本的な考え方	16	第1	15	(1)					事業期間は15年ですが、期間中に必要な修繕を行い、要求水準を満たし、損傷がない状態である場合大規模修繕は必須ではないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
42	修繕に関する事項	17	第1	15	(2)	ア				「事業者は供用開始から10年を経過した時点で、事業期間終了後30年間の長期修繕計画の時点修正版とともに、建物劣化調査報告書を併せて提出する」と記載がありますが、16ページには「事業期間終了1年前までに建物劣化調査を実施」とあります。前述の供用開始から10年を経過した時点で実施する建物劣化調査と事業終了1年前までに実施する建物劣化調査を事業期間中に2回実施するという理解でよろしいでしょうか。	供用開始から10年を経過した時点で、事業期間終了後30年間の長期修繕計画を時点修正してください。また、事業期間終了1年前までに第三者による劣化度診断（全1回）を行い、調査結果により事業期間内での修繕が必要な項目については修繕を行うとともに、長期修繕計画を更新してください。
43	事業の収支・費用等の内訳の整理	17	第1	15	(2)	イ				収入・支出に関する推移を整理するとあります。SPC等事業者の財務状況（BS/PL等）を提示すれば足りると考えてよろしいでしょうか？	現時点での具体的な想定はありません。事業期間終了時に提供が必要な情報については、本事業の契約締結以降に協議により決定します。
44	地域性	20	第2	1	(1)	ア	(ア)			地歴については公表して頂けるのでしょうか。	入札公告時に、参考資料として公表予定です。
45	地域性	20	第2	1	(1)	ア	(ア)			地域性について、県産材の活用とありますが、1棟の建物を木造での施工などは可能でしょうか？使用場所の指定や使用量の下限などはありますか？	前段については、木造での施工も可とします。後段については、使用場所の指定や使用量の下限は設けていないが、使用場所は要求水準書（案）「第2 1（1）イ（ウ）」に示す通り、木材の積極利用についての広報効果や教育効果の高い箇所を中心に検討してください。
46	長寿命化	20	第2	1	(1)	イ	(ア)			「滋賀県県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき長期保全計画を策定し、その計画で想定する大規模修繕等を考慮した予防保全を行うこと。」とありますので、大規模修繕等は見込む必要がないと理解して宜しいでしょうか。	No.6をご参照ください。
47	エコマテリアル	20	第2	1	(1)	イ	(ウ)			木造化促進アドバイザーおよびびわ湖材製品流通調整員の所属団体をご教示ください。	今年度、木造化促進アドバイザーは、民間企業の所属、びわ湖材製品流通調整員は、森林組合および滋賀県森林組合連合会、滋賀県木材協会の所属です。いずれの者も県が年度毎に委託事業および補助事業において、事業者と調整の上、選定している者であり、年度により所属団体の異なる者が選定される可能性があります。要求水準書（案）にあるこれらの者の活用にあたっては、県びわ湖材流通推進課（077-528-3915）が窓口になっていますので、こちらにお問い合わせください。
48	エコマテリアル	20	第2	1	(1)	イ	(ウ)			県産木材の活用に向け、県の指定する木造化促進アドバイザーやびわ湖材製品流通調整員を入札グループに含む必要はありませんでしょうか。	いずれの者も、木材を活用するに当たり、より効果的な使用、効率的な調達等が可能となるよう積極的な活用の検討を求めている趣旨であり、入札グループに含む必要はありません。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
49	省エネルギー・省資源	21	第2	1	(1)	イ	(エ)			「校舎棟、食堂・売店、図書・交流拠点施設については、BELS認証を受けてZEB Ready以上を取得すること。（なお、一部の諸室について、標準的な使用条件を定めることが困難であり、一次エネルギー消費量の算出対象に含むことが困難な場合は除外して達成すること。）なお、体育館については、ZEB Ready以上の性能を、学生寮については、ZEH-M Oriented以上の性能を有するよう努力すること。（体育館および学生寮については、ZEB ReadyもしくはZEH-M Oriented以上の性能を有する場合、BELS認証を受けること。）」とありますが、これらの取得に際して補助金を申請される予定はございますでしょうか。	補助金申請については、現時点の予定はありませんが、今後、検討の可能性あります。
50	省エネルギー・省資源	21	第2	1	(1)	イ	(エ)			体育館についてはZEB Ready以上の性能を、学生寮については、ZEH-M Oriented以上の性能を有するよう努力すること。とありますが、あくまでも努力義務と考えて宜しいでしょうか。	機器や設備の構成上、基準達成が困難な場合があると想定し、このような記載をしていますが、原則として、BELS認証の取得を求めています。
51	省エネルギー・省資源	21	第2	1	(1)	イ	(エ)			学生寮はZEH-M Oriented以上の性能は努力することとありますが、達成できない場合も評価に影響しないと考えてよろしいでしょうか。	評価に関わる質問には回答しません。
52	自然エネルギーの利用	21	第2	1	(1)	イ	(オ)			太陽光発電設置とありますが、発電した電気については全て学内使用と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
53	周辺環境保全性	22	第2	1	(1)	イ	(キ)			「森林率は概ね25%以上とする必要があることに留意すること。」とありますが、P5に示された、全体県有敷地面積が43,000㎡であり残地森林面積(事業用地外)が5,000㎡であれば、森林率25%を達成するためには、新規に5,750㎡の森林を造成する必要があるかご教示ください。	森林率の25%には、どんぐり広場および南側雑木林の面積を算入したうえで、事業用地内で不足分の面積を確保する計画としてください。
54	周辺環境保全性	22	第2	1	(1)	イ	(キ)			森林率は概ね25%以上とする必要があるとありますが、どんぐり広場および南側雑木林は面積算定してもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	周辺環境保全性	22	第2	1	(1)	イ	(キ)			森林率は概ね25%以上とする必要があるとございます。現在の森林率をご教示いただけますでしょうか。	No.53をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
56	周辺環境保全性 植栽	22	第2	1	(1)	イ	(キ)			県有地において「森林率25%以上とする必要がある」とありますが、造成関連の設計及び工事においては県有地（43,177.85㎡）の中の、事業用地部分（約38,000㎡）の既存樹木は全て撤去され、植栽計画は本業務において一から計画を行うものと考えてよろしいでしょうか。	現時点では造成方法について確定していませんが、お見込みのとおりとなる可能性もあります。なお、詳細については、今後お示しする「付属資料6 造成工事設計図」を参照の上、ご計画ください。
		68	第2	1	(6)	ウ	(ア)				
57	周辺環境保全性 植栽	22	第2	1	(1)	イ	(キ)			「森林法に基づく「林地開発許可申請の手引（事業者用）」の基準（森林率概ね25%以上）を達成するため、事業用地の外縁部および事業用地内の各所に植栽を行うこと。」とありますが、25%の対象となる面積は事業用地内（付属資料2、ピンク色部分）、県有地内（付属資料2、赤線枠内）のどちらでしょうか。	No.53をご参照ください。
		68	第2	1	(6)	ウ	(ア)				
58	液状化対策	22	第2	1	(1)	ウ	(イ)			建物、埋設配管、進入経路について地盤改良などの液状化対策が必要となる考えて宜しいでしょうか。	具体的な液状化対策は、事業者の提案によりますが、人的災害や建物への影響、ライフラインの途絶、災害対策活動に支障が生じない計画としてください。
59	火災対策	22	第2	1	(1)	ウ	(ウ)			耐火時間やスプリンクラーの設置等、指定はございますでしょうか。	具体的な指定はありませんので、提案に応じて適切にお見込みください。
60	浸水対策	22	第2	1	(1)	ウ	(エ)			隣地の国有地については、浸水・冠水対策が十分出来ていると理解して宜しいでしょうか。	国有地に関しては、野洲市が河川防災ステーションを整備される予定であり、必要に応じ、適切に浸水・冠水対策が行われることと考えています。
61	雪対策	22	第2	1	(1)	ウ	(カ)			雪対策を行う事と有りますが、どの程度の積雪や気温を想定し、対策を講じればよろしいでしょうか。	積雪・気温については、国の定める基準や、実際の状況等から、適切に対策を講じてください。
62	防犯性	23	第2	1	(1)	エ	(ア)			「敷地内および敷地周辺における・・・」とありますが、敷地周辺とは、事業用地以外を指すのでしょうか。	要求水準書（案）を、「敷地内における、たむろ、騒ぎ、住みつきや集会などを発生させないように配慮すること。」に修正します。
63	音環境	24	第2	1	(1)	オ	(ア)			周辺の騒音源について、事業用地東側の市道市三宅竹生線を挟んで隣接する工場等から発生する、騒音、振動データ等があればご教示願います。	隣接する工場等から発生する騒音・振動データ等は保有していませんので、必要に応じて事業者にて調査してください。
64	音環境	24	第2	1	(1)	オ	(ア)			敷地東側工場等の騒音振動調査は行っておりますでしょうか。資料がございましたらご教示頂けると幸いです。もし無い場合、事業者側での調査は必須とお考えでしょうか。	いずれもNo.63をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
65	衛生環境	25	第2	1	(1)	オ	(オ)			「ごみの種類および発生量に応じて・・・」とありますが、種類や想定発生量は、指定収集場所別にご教示頂けるのでしょうか。	施設規模・機能、学生数・教職員数等に応じて事業者にて適切にお見込みください。
66	事業用地の概況 各種許認可申請 手続	26 70	第2 第2	1 3	(2) (3)	ア ア	(ウ)			「現在は雑木林となっているが、施設整備工事の開始までに、県が造成関連の設計および工事を行う予定である。詳細は、「付属資料6 造成工事設計図」を参照すること。」とありますが、開発許可手続は造成関連の設計及び工事において完了検査手続きまで含めて行われるものであり、本業務における「工事着工に必要となる一切の申請および手続き」の範囲外と考えて宜しいのでしょうか。	開発許可手続は、発注者側が主体となり実施することを想定しています。ただし、発注者は事業者に対して、必要に応じて書類の作成および図面の提供等の協力を求める場合があります。
67	事業用地の概況	26	第2	1	(2)	ア				「県が造成関連の設計及び工事を行う予定である」との記載がございますが、造成工事の発注時期及び施工時期をご教示願います。	造成工事は令和6年下半年に発注を行い、令和7年中の工事完了を予定しています。
68	事業用地の概況	26	第2	1	(2)	ア				事業用地の概況に、「施設整備工事の開始までに、県が造成関連の設計および工事を行う予定である。詳細は、「付属資料6 造成工事設計図」を参照すること。なお、建設に伴い必要となる維持管理区域の境界処理（境界工作物、法面処理および段差処理等）に要する費用は、事業者の負担とすること。」とありますが、県の造成工事範囲は、県が管理し本事業の維持管理業務の対象外という理解でよろしいのでしょうか。	維持管理業務の対象は、本事業の事業用地であり、県が行う造成工事範囲に含まれています。詳細は「付属資料2 事業用地図」および今後お示しする「付属資料6 造成工事設計図」をご確認ください。
69	事業用地の概況	26	第2	1	(2)	ア				「本施設の事業予定地は、野洲市旧野洲川（所在地：野洲市市三宅）に位置する県有地約38,000㎡を予定している。現在は雑木林となっているが、施設整備工事の開始までに、県が造成関連の設計および工事を行う予定である」ことから施設整備内での開発工事（林地開発許可申請除く）は不要と考えてよろしいのでしょうか。	No.66をご参照ください。
70	事業用地の概況	26	第2	1	(2)	ア				県有地の造成に関する設計及び工事による施設整備期間の遅延は貴法人の責めに帰すべき事由という認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	事業用地の概況	26	第2	1	(2)	ア				境界について、境界工作物とありますが、フェンスや縁石のみなど具体的な仕様の指定はありますか？	具体的な仕様の指定はありませんが、外部から侵入しにくいもの、視線を防ぐものなど、設置場所に応じて適切な仕様を提案してください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
72	事業予定地の概要	26	第2	1	(2)					事業予定地の概要の中に土壌汚染の状況が記載されていませんが、貴法人にて土壌汚染調査は実施されていますでしょうか。実施済の場合は資料の公表をお願いしますでしょうか。	事業用地は、旧野洲川跡地であり、土壌汚染の可能性は低いと考えています。そのため、土壌汚染調査を実施する予定はありません。なお、入札公告時に参考資料として地歴データを公表予定です。
73	事業用地の概況	26 68	第2 第2	1 2	(2) (6)	ア ウ	(ア)			今回の要求書では事業用地は県が造成し、後で森林率25%以上になるよう植栽する方針となっているが、発想を大きく変えて、用地造成を含めたPFI事業に変更し、施設の配置など工夫して、森林率は既存樹木を活用することにすれば、25%以上、約10,000㎡の既存森林を残せるようになる。その分、伐採処理、及び新たな植栽に関わる経費も削減できる。既存森林を残したい候補エリアには優先度をつけた指示とすれば可能なのでは？	自然環境への配慮の視点から、環境保全・共生エリアを設け、既存森林を保全することとしており、「森林率概ね25%以上」の実現に当たっては、既存森林の活用その他、新たな植栽等による達成を見込んでいます。
74	インフラ状況	26	第2	1	(2)	イ				ガスの整備状況、又は、整備予定は、入札公告時までを示されると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	上水道	26	第2	1	(2)	イ	(イ)			接続時の水道加入金は、通常加入者が負担すべきもので、発注者が負担すると考えて宜しいでしょうか。	施設引渡し時に発生する水道加入金は、法人が負担します。ただし建設期間中に発生する水道加入金等は事業者負担としてください。
76	雨水	27	第2	1	(2)	イ	(オ)			造成工事は、県で整備と記載されると考えてよろしいでしょうか。また整備時期はいつ頃の予定かご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No.67をご参照ください。
77	情報ネットワーク	27	第2	1	(2)	イ	(ケ)			情報ネットワークのランニングコスト及び保守・修繕費は貴法人の費用負担となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	地盤の状況	28	第2	1	(2)	ウ				「付属資料8 地盤関連資料」と事業者が実施する地盤調査に差異があり、工事費の増大が生じた場合は貴法人のリスク負担と考えるとよろしいでしょうか。	実施方針「別紙1 リスク分担表」のとおりです。なお、土地の瑕疵等による費用増減のリスク負担の詳細について、入札公告時にお示しする「事業契約書（案）」をご確認ください。
79	埋蔵文化財	28	第2	1	(2)	エ				事業予定位置は野洲市の埋蔵文化財包蔵地に指定されていないとのことですが、事前の試掘等も不要と考えるとよろしいでしょうか。	本事業用地では、事前の埋蔵文化財の試掘は不要です。
80	施設構成	28	第2	1	(3)	ア				図書・交流拠点施設の来館者用駐車場は、来校者用の駐車場に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	図書・交流拠点施設の来館者用駐車場については、校内には、思いやり駐車場3台程度の設置のみを想定しています。来校者用駐車場は、教職員などの校内関係者および来校者用として想定しています。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
81	施設構成	28	第2	1	(3)	ア			合築で敷地面積縮小可能ではないか。図書交流施設と食堂は合築することで、敷地面積縮小、造成面積縮小を図る。分離した場合、その両施設周囲にスペース必要になる。水準書に明記したがよいのでは？	要求水準書（案）「第2 1（3）ア」において、食堂・売店は、学生寮または図書・交流拠点施設との合築を可とする旨、明記しています。	
82	土地利用・配置計画	29	第2	2	(1)	ア			将来的な増築は、校舎棟や実験室棟、実習工場、学生寮等全ての施設で想定が必要でしょうか。またどの程度見込む必要がありますでしょうか。	将来的な増築について、現時点で具体的な面積の想定はありません。また当該スペースは、既設建物に追加して床面積を増やす「増築」のためのスペースに限るものでなく、別棟を新設するためのスペースを確保する提案も可とします。	
83	土地利用・配置計画	29	第2	2	(1)	ア			設計段階において北側住宅へ十分に配慮させていただきますが、最低あげなければならない距離の指定はございますか。	具体的な距離の指定はありませんので、事業者の提案に応じて適切にお見込みください。	
84	土地利用・配置計画	29	第2	2	(1)	ア			校舎棟の場所はどのように考えているのか？校舎棟と実習工場、実験室、図書交流拠点を近接して配置することとあるが、図書交流施設はセミパブリックゾーンに配置と伺っていた。校舎棟が森の中央部に配置される計画でしょうか？セミパブリックゾーンの近くには希少植物などあり、可能な限り既存の森を残し開発は避けていただきたい。	事業用地のエリア構成とエリアごとの主な施設については、要求水準書（案）「第1 7（1）」をご確認いただくとともに、各エリアの配置ゾーニングについては、今後お示しする「付属資料3 エリアゾーニングのイメージ」をご確認ください。なお、具体的な配置については、事業者からの提案に基づき決定していきます。	
85	土地利用・配置計画	29	第2	2	(1)	ア			図書交流施設はどんぐり広場などの一般利用者もアクセス可能か？自然の森の一般の利用者の利便を図るため、特に事前届け出無しでも出入りできればありがたい、売店、自動販売機、トイレ、また急な雨やどりなども。	図書・交流拠点施設等については、学生や教員などの学校関係者の他、地域などの外部の方の利用も想定していますが、具体の運用方法は今後検討します。	
86	アプローチ動線	30	第2	2	(1)	イ			「校内の動線は、可能な限り歩車分離を行い、車、歩行者・自転車の安全を確保すること。」とありますが、歩行者と自転車は、同じ動線と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、歩行者と自転車を同じ動線とする場合でも、歩行者の安全確保を最優先に計画してください。	
87	アプローチ動線	30	第2	2	(1)	イ			国有地へのアクセス通路の具体的な場所は？県有地南側とは最南端なのか？或いはセミパブリックエリアとの境界か？また車も通行可能なのか？残存の自然の森の整備を考える上で、その配置考慮必要。	国有地へのアクセス通路は、PFI事業の対象外としております。アクセス通路の位置については、今後お示しする「付属資料3 エリアゾーニングのイメージ」をご確認ください。なお、車両の通行も可能な通路を想定していますが、学生やセミパブリックエリア、環境・共生エリアの利用者の安全確保等のため、日常的な車両の通行は行わない予定です。	
88	アプローチ動線	30	第2	2	(1)	イ			国有地へのアクセス通路は、県有地南側に計画することとありますが、本事業の整備範囲外とすると記載されています。計画は行いが工事は行わず場所のみ確保すると考えてよろしいでしょうか。	国有地へのアクセス通路の計画は、県が行う造成設計の中で実施します。事業者は入札公告時に提示予定のアクセス通路の条件に留意したうえで、事業全体の提案を行ってください。	

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
89	アプローチ動線	30	第2	2	(1)	イ			アクセス通路についての詳細な仕様については、入札公告時までに公表頂けると考えて宜しいでしょうか。	アクセス通路の仕様は、「付属資料6 造成工事設計図」で示す予定です。	
90	アプローチ動線	30	第2	2	(1)	イ			北側前面道路を利用しないというのは、工事車両の通行も禁止という意味でしょうか。	工事車両についても、北側住宅地への影響を最小限とするため、通行禁止とします。	
91	アプローチ動線	30	第2	2	(1)	イ			「野洲駅からの通学路は野洲市が新たに整備する予定」とありますが、いつ頃の予定かご教示願います。	令和8～9年度に整備する方向で検討されていますが、確定ではありません。開校までには供用開始される予定です。	
92	アプローチ動線	30	第2	2	(1)	イ			野洲駅からの通学路を整備するとありますが、駅からの通学は基本徒歩と考えてよろしいでしょうか。バス通学の予定はございますか。	原則として、通学は徒歩・自転車を想定しています。現時点ではバスの路線設定の予定はありません。	
93	意匠計画	31	第2	2	(2)	ウ			県内生産品とは木材に限らず、県内で生産（原材料は他県のものも含む）されているものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
94	内装計画	32	第2	2	(2)	オ			法人が整備する備品等の仕様について、入札公告時までに公表頂けると考えて宜しいでしょうか。	当該PFI事業の参考となるよう、法人で別途調達を予定している備品の概略については、入札公告時に「付属資料4 什器・備品リスト」および「参考資料1 設置機器リスト」でお示しする予定です。	
95	災害時対応	33	第2	2	(2)	キ	(イ)		「体育館は、災害発生時における避難所としての利用を想定している」とありますが、備蓄倉庫等の設置は想定していただけますでしょうか。また備蓄の調達及び管理は貴法人という理解でよろしいでしょうか。	備蓄倉庫の設置は予定していません。	
96	耐久性	33	第2	2	(3)	イ			構造について、前項で要求された耐震性及び耐久性を有していれば、構造(RC造/S造)による評価の優劣は無いものと考えてよろしいでしょうか。	評価に関わる質問には回答しません。	
97	電気設備 全般的事項	34	第2	2	(4)	ア	(ア)		「各種イベントや興行時に必要な電気備品・機材などの利用に備えた電源設備を設けること。」とありますが、各種イベントや興行には、現在どのような規模のものを想定されているかご教示ください。	現時点で具体的な想定はありませんので、事業者の提案に応じて適切にお見込みください。	
98	電気設備 全般的事項	34	第2	2	(4)	ア	(ア)		各種イベントや興行時に必要な電気備品・機材などの利用に備えた電源設備を設けること。と有りますが、各種イベントや興行とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	No.97をご参照ください。	

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
99	入退場管理設備	37	第2	2	(4)	ア	(イ)		n	入退場管理設備について、全学生・全職員にカードキーを渡す必要があるでしょうか。入学者や退学者等は事業者では把握できませんが、カードキーの管理・運用について、どのような想定をされているかご教示ください。	前段については、セキュリティ管理のため、全学生・全教職員にカードキーを配布する予定です。後段については、法人での管理・運用を想定しています。
100	太陽光発電設備	38	第2	2	(4)	ア	(イ)		r	太陽光設備の発電量は、事業者提案と考えると宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	校舎棟	41	第2	2	(5)	ア	(ア)			良好な環境条件を確保できる方位および位置を設定すること。と有りますが、採光を確保出来れば教室面が東向きや西向きの校舎でも良いでしょうか。南向きと指定された場合、夏季において太陽光の影響により室内温度上昇が想定されZEB Ready以上取得の難易度が上昇すると考えているため。	ご理解のとおりです。
102	普通教室(2～5年生)	42	第2	2	(5)	ア	(ア)	①		教室面積を25人～40人の範囲とありますが、10%増員は考慮する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	25人～40人は可変範囲の目安を示したものであり、総人数は10%の増員に対応可能な計画としてください。上記のように要求水準書(案)を修正します。
103	マルチメディアルーム用倉庫(適宜)	46	第2	2	(5)	ア	(ア)	①		マルチメディアルーム用倉庫の室数が記載されていませんが、「1」という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。
104	一般科目教員室	48	第2	2	(5)	ア	(ア)	①		専門共通科目の教員室・助教室が見受けられませんが、専門共通科目は一般科目に内包されている、という認識で宜しいでしょうか。	教員・助教・講師等の執務室は、要求水準書(案)記載の各室の他に設けることは予定していません。
105	保健室	49	第2	2	(5)	ア	(ア)	①		「学校の保健室として必要な設備備品等を配置すること。」とありますが、消耗品は対象外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	機械工場	52	第2	2	(5)	ア	(ア)	①		「天井走行クレーンを設置すること」とありますが、移動範囲や仕様の詳細は、入札公告時までに公表頂けると考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に応じて適切にお見込みください。
107	実習工場	52	第2	2	(5)	ア	(イ)			トラック等搬入車両について、想定されている車両の大きさをご教示ください。	4tトラック程度を想定しています。
108	実習工場	56	第2	2	(5)	ア	(イ)			その他のエリアにおける共用部は室数が「-」と記載されていますが、実習工場の共用部だけ「1」となっているのは記載ミス、という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書(案)を修正します。



■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
109	体育館	56	第2	2	(5)	イ	(ア)			体育館の配置はどこか？体育館は災害時には避難施設になる事想定されていますが、国有地の防災ステーション施設からそれ程離れていない場所に配置されたがよいのではとの思いです。	今後お示しする「付属資料3 エリアゾーニングのイメージ」をご確認ください。なお、具体的な配置については、事業者からの事業者からの提案に基づき決定していきます。
110	食堂・売店	58	第2	2	(5)	ウ	(ア)			「利用状況に対応できる規模の調理機器」とありますが、昼食時の想定利用人数をご教示ください。	席数と昼休みの利用がメインであることを踏まえて適切に見込んでください。なお、寮生(最大50名)は毎日3食を食堂で食事です。
111	食堂・売店	58	第2	2	(5)	ウ	(ア)			「対応できる規模の調理機器など」とありますが、調理機器以外に整備するものがあればご教示ください。	調理設備以外に、収納設備、配膳設備、洗浄設備等を想定していますが、事業者の提案に応じて適切にお見込みください。
112	食堂・売店	58	第2	2	(5)	ウ	(ア)			食堂・売店の運営事業者の選定方法と選定期期をご教示ください。	開校までに選定する方針ですが、詳細は未定です。
113	食堂・売店	58	第2	2	(5)	ウ	(ア)			食堂・売店ともに法人が別途発注して事業者を決定すると理解します。PFI事業で提案する売店や厨房の仕様と、後に決定するそれらの事業者の要望がズレる可能性があります。その増減調整をどのようにお考えでしょうか？	PFI事業で整備した施設・設備の範囲内で運営することを前提に運営の発注を行う予定です。そのため、要求水準書(案)に記載の性能、入札公告時にお示しする付属資料(什器・備品リストおよび諸室リスト)の記載内容を満たす提案としてください。
114	食堂・売店	58	第2	2	(5)	ウ	(ア)			売店については法人が別途発注して事業者を決定の上で確定するものとありますがいつ決定されるのでしょうか。必要諸室面積の確保さえしていれば問題ないでしょうか。	前段については、No.112をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
115	食堂・売店	58	第2	2	(5)	ウ	(ア)			売店の運営は法人が別途事業者を選定するとのことですが、売店の内装の仕様等は、事業者の提案として宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	学生寮	59	第2	2	(5)	ウ	(イ)			学生寮の運営事業者の選定方法と選定期期をご教示ください。	運営を外部委託するかどうかも含め未定です。開校までに判断する予定です。
117	学生寮	59	第2	2	(5)	ウ	(イ)			学生寮室内の消防点検等、入室が必要な際、学生が不在の場合は寮管理員立会いの下入室が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	学生寮	60	第2	2	(5)	ウ	(イ)			寮内について、エントランスに寮室半分以下の下足箱、寮室内に下足箱の指定はありませんが、寮内共用部、各室内は土足でしょうか？	学生寮は、エントランスロビーにて靴の履き替え(靴を脱ぐ)を想定しています。そのため、要求水準書(案)「第2 2(5)ウ(P62)」に記載のとおりエントランスに寮室分以上の下足箱を求めています。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
119	管理室・寮監室 (適宜)	61	第2	2	(5)	ウ	(イ)			管理室・寮監室について、 ①管理室・寮監室はだれが使用する部屋でしょうか。 ②管理室の要求水準に、「管理室は2名程度の執務を想定している。」とありますが、誰が使用することを想定していますか。使用する時間を教えてください。 ③寮監室について、要求水準に「1名程度宿直できる」とありますが、誰が宿直することを想定していますか。	学生寮の運用については確定していませんが、 ①教員や警備員、事務職員等、寮に滞在する大人を想定しています。 ②前段については、①をご参照ください。後段については、常時、①のうちいずれかの者が使用している想定をしてください。 ③教員や警備員など、夜間宿直に当たる者を想定しています。
120	自動販売機コーナー	62	第2	2	(5)	ウ	(ウ)			自動販売機の配置について、食堂・売店、校舎棟談話スペース、図書・交流拠点施設、屋外等としておりますが、配置する施設は事業者の提案によるものであるという理解でよろしいでしょうか。 また「法人が別途発注して事業者を決定の上で確定するものであるが、必要となる電源や水栓の配置等については、事業者の提案によることとする」とありますが、貴法人の想定との齟齬をなくすため、自動販売機の設置台数を指定していただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、施設の配置等によるため、提案に応じて適切にお見込みください。
121	図書・交流拠点施設	63	第2	2	(5)	エ	(ア)			図書・交流拠点部門の運営事業者の選定方法と選定期期をご教示ください。	運営を外部委託するかどうかも含め未定です。開校までに判断する予定です。
122	サイレントエリア	63	第2	2	(5)	エ	(ア)	①		サイレントエリア（開架閲覧室）：「開架閲覧室の一部は将来的に開架書庫を一部撤去し、60000冊程度の図書の収納が可能な集密書庫を設置することを想定」とありますが、本費用は貴法人の負担で行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	管理エリア	66	第2	2	(5)	エ	(ア)	③		図書の貸出は、学内だけでなく地域住民など誰にでも貸し出しを行う運用でしょうか。 BDSなどの入退セキュリティ設備は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段については、地域住民などの閲覧、貸出も可能なよう計画してください。 後段については、要求水準書（案）「第2 2（5）エ（ア）」に記載のとおり、当初はBDSを設置するためのスペースの確保を求めていましたが、BDSの設置を求めることとし、要求水準書（案）を修正します。
124	外構計画基本事項	67	第2	2	(6)	ア				「外構計画は、「付属資料2 事業用地図」に記載の維持管理区域を対象とすること。」とありますが、維持管理区域は公告までに公表されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
125	植栽	68	第2	2	(6)	ウ	(ア)			「事業用地の外縁部および事業用地内の各所に植栽を行うこと」とありますが、植込等で森林率が達成すると考えて宜しいでしょうか。	植込等を森林率の算定面積に含めるかどうかは、「林地開発許可申請の手引」（令和5年(2023年)4月 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課）に示す条件（「原則として高木性樹木を、表-7を標準として均等に分布するよう植栽すること」等が示されています）のとおりですが、詳細は事業者の提案に応じて個別に判断することとなりますので、必要に応じて担当課と協議してください。
126	植栽	68	第2	2	(6)	ウ	(ア)			森林法に基づく開発行為において、申請時の申請書および添付図書等を入札公告時までに公表頂けると考えて宜しいでしょうか。	森林法に基づく開発行為に関する申請書類は、緑化計画や残置森林等面積一覧表など事業者の提案内容に応じて作成する必要があるため、入札公告時には公表しません。
127	植栽	68	第2	2	(6)	ウ	(ア)			森林率25%以上(38,000㎡x0.25=9,500㎡)を新たな植栽で補うように見える記載となっている。新たな植栽を植え、育成する経費も長年にわたり相当必要と思われる、自然環境の保護の面も考慮して、可能な限り既存樹木を残して25%以上を達成することを考えられないのでしょうか？行政として率先して自然環境保護に取り組むべきでは？	NO.73をご参照ください。
128	植栽	68	第2	2	(6)	ウ	(ア)			国有地との境界は現在森の一部になっている部分が多くあり、高木の樹木や、竹も多くある。今回の事業に伴って国有地も野洲市で防災ステーションとして整備される計画であり、その境界周辺は第三種側帯という森林帯にすることも検討されていると伺っている。野洲市の計画と整合性のとれる外縁部植栽とするべきでは？	今後お示しする「付属資料6 造成工事設計図」をご確認いただいた上で、事業用地外縁部や国有地との境界なども含め、事業者から植栽について提案をいただくこととなります。
129	植栽	68	第2	2	(6)	ウ	(ア)			緑化提案は事業者ではなく、滋賀県及び野洲市と協議すべきでは？高専施設の配置と連携必要であり、施設の機能性重視されると思うが、施設の箱もの配置を滋賀県、野洲市と協議連携することで、既存樹木などの活用も可能となるのでは？	NO.73をご参照ください。
130	舗装	68	第2	2	(6)	ウ	(エ)			透水性舗装については、耐久性が低いことや透水機能が数年で低迷することなども考慮し、透水性舗装等の採用を必須と考えずとも宜しいでしょうか。	構いません。
131	囲障	68	第2	2	(6)	ウ	(オ)			エリアの境目および国有地との通用口には、関係者以外の立ち入りを禁止することを明示した立て看板を配置することのみで、外部利用者が流入しないような対策になると考えてよいかご教示ください。	外部利用者の流入を抑制するために、立て看板の配置のみならず、植栽・囲障の計画、通用口・通路の設置等の総合的な効果により、学生等の利便性の確保や、景観・デザイン性に配慮しつつ、外部利用者の流入対策を事業者に期待するものです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
132	囲障	68	第2	2	(6)	ウ	(オ)			プライベートエリアとセミパブリックエリアの境目は、「関係者以外の立入りを禁止することを明示した立て看板を配置するなど、プライベートエリアに外部利用者が流入しないよう対策を講じること」とありますが、立て看板でなくとも、関係者以外が入れない、もしくは入らないように注意喚起する対策であればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せてNo.131をご参照ください。
133	事前調査業務 業務内容	69	第2	3	(2)	ア				事前調査について、工事に伴い建設残土搬出用(受入前)の土壌調査が必要となりますが、搬出土壤調査の結果、汚染があった場合、追加の土壌調査費、汚染土処分費、工期の延長等については貴法人の負担との理解でよろしいでしょうか。	実施方針「別紙1 リスク分担表」のとおりです。なお、土地の瑕疵等による費用増減のリスク負担の詳細について、入札公告時にお示しする「事業契約書（案）」をご確認ください。
134	近隣対応	74	第2	3	(4)	イ	(エ)			近隣地区住民の範囲を教えてください。また、貴法人にて近隣家屋調査について想定されている範囲があれば教えてください。	近隣地区住民の範囲は、竹生、竹ヶ丘、市三宅の3自治会を想定しています。近隣家屋調査の範囲については、具体的な想定はありません。
135	ネットワーク整備に関する協議	76	第2	3	(4)	イ	(ク)			建設期間中に実施されるサーバー整備・ネットワーク構築が理由で生じた事故や損害、工程遅延等は、貴法人の責めに帰すべき事由という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	ネットワーク整備に関する協議	76	第2	3	(4)	イ	(ク)			「サーバー整備・ネットワーク構築は開校までに整備が必要であることから、建設期間中に作業を行うことを想定している。」とありますが、建設期間の終盤は特に工程を検討する必要がありますので、法人が指定する業者の施工期間等の想定をご教示ください。	現段階では、3～6か月程度を想定しています。なお、施工時期・期間などの詳細は、設計・建設段階において協議します。
137	工事監理業務 要求事項	78	第2	3	(5)	イ				「工事監理業務は常駐監理とし」と記載されていますが常駐監理は要求水準書(案)11頁記載の『工事監理業務責任者』でなければならないでしょうか。	工事管理業務責任者については、常駐を必須としていません。
138	開校準備業務に関する要求水準 総則	80	第3	1						開校準備期間中の維持管理業務を実施するにあたり、施設引渡以降から供用開始日前日までの、おおよその施設の使用日数と1日の使用時間をお示しください。 また、法人の開校準備計画をお示しください。	現時点で具体的な想定はありませんが、備品搬入や入学準備等で毎日出入りする可能性があります。
139	費用負担	80	第3	1	(4)					開校準備業務の実施に要する費用の中で、蛍光灯等の消耗品を例示されています。敢えて、消耗度の小さい「蛍光灯」を例示された特別な意図があれば教えてください。	特段の意図はありません。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
140	費用負担	80	第3	1	(4)					光熱水費は本事業のサービス対価に含めないものとする、との記載がありますが、工事期間中の施設受電～引き渡しまでの電気基本料金についても県負担との理解でよろしいでしょうか。	引渡しまでの電気基本料金については、施設整備費に適宜お見込みください。また、加入金については、No.75をご参照ください。
141	費用負担	80	第3	1	(4)					「光熱水費は本事業のサービス対価に含めない」とありますが、提案金額に計上せず、別途事業者で負担すること、という解釈で間違いはないでしょうか。	施設引渡以降の光熱水費は法人が負担します。提案にあたっては、事業費に含まずご提案ください。
142	業務範囲	82	第4	1	(2)					清掃業務範囲に法人負担とありますが、法人の負担内容ご教授ください。	今後お示しする「付属資料11 清掃区分」をご確認ください。
143	休業日及び休日	83	第4	1	(3)	ア				夏季休業、春季休業等の具体的な日数や設定にあたっての詳細な考え方があれば御教示いただけないでしょうか。	要求水準書（案）「第4 1（3）ア」をご確認ください。
144	業務提供時間帯	83	第4	1	(3)	イ				業務毎に業務提供時間帯を設定することとありますが、各施設（28ページの部門別、施設別、分類別）の運営時間を授業日、休業日ごとにお示しください。	運営時間については、図書・交流拠点施設や食堂などの一部例外がありますが、現時点では8:30～18:00程度を想定しています。ただし、現時点では未定のため、詳細は本事業の契約締結後に協議により決定することとします。
145	業務提供時間帯	83	第4	1	(3)	イ				業務提供時間帯においては運営に支障がないとしつつ、法人と協議を行うこととあります。施設の運営に支障がない常務提供時間帯の定義について、最低限必要な（要求水準）配置時間について御教示いただけないでしょうか。	No.144をご参照ください。
146	費用負担	83	第4	1	(4)					費用負担について、光熱水費は発注者負担との理解でよろしいでしょうか。	No.141をご参照ください。
147	備品台帳の整備	86	第4	2	(1)	エ	(ウ)			「各備品については諸機能を常に業務に支障のない良好な状態に保つこと。また、品質を維持するために、必要に応じて部分的な買い換えも行うこと。」とありますが、「各備品」とは、P87(2)修繕・更新業務 ア 基本方針に記載の通り、本施設に設置される備品等のうち「付属資料4 什器・備品リスト」を指すと理解してよろしいでしょうか。	施設等保守管理業務の対象は、要求水準書（案）「第4 2（1）ウ」をご確認ください。
148	業務実施	86	第4	2	(1)	エ	(エ)			維持管理の有資格者選任とありますが、維持管理の有資格者は常駐必要でしょうか？兼務の制限などありますでしょうか？	業務を実施する上で支障がない場合には、有資格者の常駐は必須ではありません。また、兼務についても制限はありません。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
149	業務実施	86	第4	2	(1)	エ	(エ)			トイレトペーパーや手洗い用の石鹸等、施設利用者の日常消耗品については事業者の負担対象外という理解でよろしいでしょうか。	トイレトペーパーや手洗い用の石鹸等の清掃業務において補充することとなる衛生消耗品は、事業者の負担となりますので事業費にお見込みください。事業者は消耗品管理として、衛生消耗品の補充・在庫管理・購入を行ってください。
150	業務実施	86	第4	2	(1)	エ	(エ)			第三者による劣化度診断を行い調査することとあります。この第三者とは、発注者様にて御手配され则认为よろしいでしょうか？	事業者にて手配し、実施にかかる費用は事業費にお見込みください。
151	修繕・更新業務 業務内容	87	第4	2	(2)	イ				業務内容の表中②備品の修繕、更新について、貴法人にも〇がついていますが、どのような業務担当を想定していますでしょうか。	法人で別途調達する備品に係る修繕・更新業務を想定しています。
152	業務実施	88	第4	2	(2)	エ	(ウ)			長期修繕計画を事業期間のもの、および事業終了後から30年のものの2種類がございます。これらの策定タイミングおよび提出時期について御教示ください。	長期修繕計画の策定時期および提出時期については、要求水準書（案）「第1 13（3）ア」をご確認ください。
153	清掃業務 業務内容	88	第4	2	(3)	イ				学生や職員が行う清掃に使用する清掃用品や消耗品は、事業者負担には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	清掃業務 業務内容	88	第4	2	(3)	イ		①		日常清掃については学生寮も含まれているとの考えでよろしいでしょうか。	今後お示しする「付属資料11 清掃区分」をご確認ください。
155	業務の対象	89	第4	2	(3)	ウ				「本業務は施設等（建築物、建築設備および外構等を含む。）および備品等（本施設に設置される備品等。「付属資料4 什器・備品リスト」に示していない備品等も含む。）を対象とする。」とありますが、「付属資料4 什器・備品リスト」に示していない備品等を例示願います。また、法人や県が竣工後追加で購入した備品等は維持管理業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。	前段については、法人で別途調達を予定している備品についても、「付属資料4 什器・備品リスト」に示すこととし、要求水準書（案）を修正します。後段については、清掃業務の対象諸室内の備品については清掃業務の対象とします。なお、詳細は本事業の契約締結後の協議により決定しますが、一部の教育備品等については対象外とする予定です。
156	廃棄物の回収・ 処理	90	第4	2	(3)	エ	(イ)			廃棄物処分費はサービス対価に含まれず、貴法人の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	環境衛生管理業 務	91	第4	2	(4)					食堂の環境衛生管理業務は、食堂運営事業者にて実施するという理解でよろしいでしょうか。（厨房内清掃やグリスアップの清掃、廃棄物処理等）	要求水準書（案）「第4 2（4）イ」のとおり環境測定については事業者にて実施をお願いしていますが、例示の内容についてはご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
158	業務の対象	91	第4	2	(4)	ウ				「本業務は本施設の建築物、建築設備、外構等を対象とする。」とありますが、外構等の総合的病害虫管理業務（IPM）の調査、防除は、対象外という理解でよろしいでしょうか。対象内の場合には、具体的な範囲・仕様をご提示願います。	外構等も総合的病害虫管理業務の対象としています。頻度は施設内と同様です。なお、植栽の害虫防除は植栽管理業務で実施してください。
159	業務の対象	92	第4	1	(5)	ウ				事業用敷地内の植栽について植栽管理とありますが、どんぐり広場等について一定の保全を促進する業務などはありますでしょうか？	どんぐり広場等および南側雑木林については植栽管理業務の対象外です。維持管理業務の対象については、要求水準書（案）「第4 1（2）」をご確認ください。
160	業務の対象	92	第4	2	(5)	ウ				「本業務は事業用地内の植栽を対象とする。」とありますが、事業用地内には県が造成工事を行う範囲がございます。県の工事範囲は事業外と理解してよろしいでしょうか。対象内の場合には、造成工事で行う植栽図、リストをご提示願います。	No.159をご参照ください。
161	常駐警備	94	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		長期休業期間の具体的な内容（日付など）をご教示ください。	要求水準書（案）「第4 1（3）ア」をご確認ください。
162	常駐警備	94	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		勤務日の午後5時から午後10時および翌午前7時から翌午前9時までに主な勤務内容（要求水準）をお示しください。	常駐警備の実施内容については、要求水準書（案）「第4 2（6）エ（ウ）」に示すとおりです。
163	常駐警備	94	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		長期休業期間において寮閉となる期間中は、夜間において火災以外の機械警備の実施後は常駐警備を要しない。とありますが、 ①閉寮となる期間を具体的にお示しください。 ②閉寮期間中の常駐警備の配置時間、配置ポスト、配置場所をお示しください。	①要求水準書（案）「第4 1（3）ア」に記載の夏季休業、冬季休業、春季休業の期間中は閉寮となる予定です。なお、詳細については未定です。 ②以下のとおり想定しています。 勤務日：午後5時00分～午後10時00分 1ポスト 校舎棟警備室 休日：午前9時00分～午後6時00分 1ポスト 校舎棟警備室
164	常駐警備	94	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		常駐警備について、配置時間に今後変更する可能性があること記載がありますが、貴法人の要望により警備員の勤務時間が延長された場合、サービス対価も増額いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、警備員の休憩時間中・仮眠中の補完は必要なしという理解でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書に変更が生じた際には、サービス対価の変更について協議することとなります。なお、詳細については、入札公告時にお示しする「事業契約書（案）」をご確認ください。 後段については、警備員の休憩時間中・仮眠中の補完は必要ありません。
165	要求水準書（案）									防火管理者については、貴法人より選任されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
166	その他									維持管理の性能維持について、経年による建築物・設備の劣化は許容いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ライフサイクルコストの最小化および施設の長寿命化を考慮し、必要に応じて適切な修繕・更新を行ってください。



■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
1	別紙等									<p>付属資料3 エリアゾーニングのイメージ、                      付属資料4 什器備品リスト、                      付属資料5 諸室リスト、                      付属資料6 造成工事設計図、                      付属資料7 インフラ整備状況、                      付属資料9 セキュリティレベルの設定、                      付属資料10 コモンスペースのイメージ図、                      付属資料11 清掃区分、                      参考資料1 設備機器リスト                      以上の資料は「入札公告時までに示す予定」と記載ありますが、公開予定をご教示願います。</p>	各付属資料について、現時点では具体的な公開予定時期をお示しすることはできません。随時公表を行います。
2	別紙等								<p>要求水準書（案）別紙等のうち、「入札公告時までに示す予定の資料」とされている内容については、入札公告までに別途質問・意見の期間を設けて頂けると理解してよろしいでしょうか。</p>	今後、入札公告までに公表する資料については、入札公告以降に質問・意見を受け付けます。	
3	別紙等									<p>各種付属資料（入札公告時までに示す予定）とございますが、具体的にいつ頃お示し頂けますでしょうか。</p>	No.1をご参照ください。
4	別紙等									<p>「入札公告時までに示す予定」となっていますが、予定となっていますので、入札公告時に公表されない可能性がある資料があればご教示ください。</p>	基本的には入札公告時には公表する予定ですが、「付属資料2 事業用地図」および「付属資料6 造成工事設計図」については入札公告以降、段階的に公表する予定です。
5	別紙等									<p>土壌汚染状況の調査結果については付属資料1～11に含まれていないようですが、公告時に公表されますでしょうか。</p>	事業用地は、旧野洲川跡地であり、土壌汚染の可能性は低いと考えています。そのため、土壌汚染調査を実施する予定はありません。なお、入札公告時に参考資料として地歴データを公表予定です。
6	付属資料2 事業用地図									<p>「事業用地図(仮)」と記載がありますので、事業用地図も入札公告時までに正式なものを示される予定と考えて宜しいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
7	付属資料2 事業用地図									<p>事業用地図（仮）のCADデータを頂くことは可能でしょうか。</p>	提供は可能です。ただし、あくまで仮の資料となりますので、変更の可能性があることにご留意ください。
8	付属資料3 エリアゾーニング のイメージ									<p>入札公告までに提示、とのことですが、入札公告よりも前に提示していただくことは可能でしょうか。</p>	No.1をご参照ください。

■要求水準書（別紙等）に関する質問

No	資料名	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
9	付属資料6 造成工事設計図								入札公告時までの資料提示の際、造成工事設計図のCADデータを頂くことは可能でしょうか。	可能です。入札公告時に希望する事業者に対して、CADデータを配布します。なお、CADデータの提供については、入札公告後となる見込みです。	
10	付属資料6 造成工事設計図								森の自然環境、生態系に対する配慮がなされていないのでは？付属資料6造成工事設計図がまだ公表されておらず不明な部分が多々あるが、全体的な流れからは、プライベートエリア、及びセミパブリックエリアに関して、現在の森の自然環境を配慮した要求水準書にはなっていないように見える。あたかもそれらエリアは滋賀県にて一旦すべての自然環境を破壊して平地に造成して、事業者に渡されるように見える。希少植生やトンボや野鳥などにとって貴重な存在となっている現在の森の殆どを破壊するのはいかがなものか？ 県有地約43,000㎡の88%、38,000㎡が造成対象エリアと判断される。	要求水準書（案）に関する質問への回答No.73をご参照ください。	
11	付属資料8 地盤関連資料								地盤関連資料について、元の地盤調査報告書をご提示いただくことは可能でしょうか。	可能です。入札公告時に希望する事業者に対して、報告書データを配布します。	

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所							意見	回答案	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	施設整備業務の対価	4		1	(1)	コ	(ア)	①		履行保証が必要になると思われますが、保証会社での保証を検討する場合、前払い保証との組合せが必須となります。事業契約書（案）作成に際し、お支払条件のご考慮をお願いいたします。	施設整備業務の対価の支払に関しては、実施方針に関する質問への回答No.7をご参照ください。
2	選定委員会の設置	6		2	(1)	ウ				審査員に実際運営される滋賀県立大学の実務者（事務職員の方、技術職員の方等）の方が入っておられません。選定委員のイメージと実務者の方が描いておられたイメージが一致せず乖離した場合、そのギャップを埋める作業に、実務者の方と定された事業者双方に莫大な労力が発生致します。選定委員の方が現場実務者の意見を十分に傾け、反映できるような審査体制の構築をお願い申し上げます。	ご意見として賜ります。
3	募集および選定に係る想定スケジュール	7		2	(2)					入札説明書等に関する質問への回答公表（2回目）の公表予定日である2024年3月から、入札提出書類（提案書）の提出である2024年4月までの期間について、質問回答の内容によっては計画や提案内容の見直しが発生することも想定されることから、質問回答書の公表日から提案書提出まで1ヶ月以上空けていただくようご検討をお願い致します。	ご意見として賜ります。
4	基本協定の締結 (18)	9		2	(3)	コ				基本協定書において、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂きますようご検討をお願い致します。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。	入札公告時に「基本協定書（案）」においてお示しします。
5	基本協定の締結 (18)	9		2	(3)	コ				基本協定書において、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け（帰責性を有するものが連帯して負担）として頂きますようご検討をお願い致します。	入札公告時に「基本協定書（案）」においてお示しします。
6	基本協定の締結 (18)	9		2	(3)	コ				基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形として頂きますようご検討をお願い致します。	入札公告時に「基本協定書（案）」においてお示しします。
7	建設業務に当たる者	12		2	(4)	イ	(ウ)	②		滋賀県内本店会社の参画している場合に加点をお願いしたい。	ご意見として賜ります。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答案
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
8	建設業務に当たる者	12		2	(4)	イ	(ウ)	②	(c)	今回の建物は大学と同様、高等教育機関である大型の高等専門学校である事や建物の規模、昨今の物価上昇、建設業界の担い手不足等による背景を考慮致しますと、総合力が必要です。少なくとも1者は最低でも総合評定値が1,700点以上必要であるように考えられます。	本県の過去のPFI事業、学校建設事業、他府県の類似施設の施工規模と設定評定値等を参考に、施工難易度と企業の技術力等を踏まえ総合的に判断して総合評定値を設定したものであり、適切なものと考えています。
9	著作権	14		2	(4)	オ	(ア)			落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しないとの記載がありますが、提出された提案書については知的財産の保護の観点から、落札者及び、落札者以外に係わらず、公文書公開請求等があった場合、公開にあたっては必ず提案者の了解を得るようお願いします。	公文書公開請求等については、滋賀県情報公開条例により適切に対応します。
10	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	18		6	(1)					維持管理期間における、事業者帰責事由による契約不履行により課される違約金相当額は、プロジェクトファイナンスの融資対象外となる場合があり、一般的に融資金融機関から資金の積み立てを要求され、事業者が調達することになります。違約金が多額になる場合、金利などの費用が増加してしまう可能性がありますので、PFI事業において一般的な運営・維持管理費の年額の10%程度として頂きますようお願い致します。	ご意見として賜ります。
11	リスク分担表 物価変動リスク	21						別紙1		物価変動リスク※2に詳細な調整方法については、事業契約書(案)において提示とあります。事業契約書で定める際、物価スライドの起算日は令和6年9月の事業契約時になるかと思われませんが、令和6年4月に提案書をご提出いたしますので、物価変動の起算日を提出日としていただくことを希望いたします。	ご意見として賜ります。
12	リスク分担表 物価変動リスク	21						別紙1		別紙1リスク分担表の物価変動リスクに関し、契約期間内のインフレスライド条項について、維持管理業務のうち、修繕・更新業務の指標は『建築指数統計表、建築費指数』の工事単価(建設物価調査会ホームページ)を用いることが適切だと考えますので、ご検討をお願いいたします。	ご意見として賜ります。
13	リスク分担表 技術革新リスク	22						別紙1		法人の指示によるもの以外の施設・設備の陳腐化に発生する増加費用について事業者負担となっておりますが、学校運営とも密接に関係すると思われ、陳腐化の判断基準が曖昧であると思料します。整備時の性能維持を超える内容の増加費用については協議事項とすることを検討ください。	ご意見として賜ります。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所							意見	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	地盤の状況	28	第2	1	(2)	ウ				地盤の状況について、別紙等の付属資料8の資料では地盤状況のデータ不足にて、とても事業者の責任において解釈し、利用する事ができません。杭、地盤改良等の地業工事において莫大なるリスクを負う事となり、片務的な契約となりかねません。早急に追加ボーリングを実施され、地盤状況の追加データの提示を切望致します。	追加の地盤調査を実施する予定はありません。